答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、令和2年2月4日付けで行った、法24条3項の規定に基づく保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法、不当を主張し、 本件処分の取消しを求めている。

過去の他区における転宅資金の不適正な取り扱いは、飲食店でのトイレにおとしたため(転宅資金)不適正と書かれると納得できません。

また、過去のことで、今回のことと一緒にされることは、不当 だと思います。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
令和2年 7月14日	諮 問
令和2年 9月24日	審議 (第47回第1部会)
令和2年10月13日	審議(第48回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

- 1 法令等の定め
 - (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号で「生活扶助」、3 号で「住宅扶助」を挙げている。
 - (2) 法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とし、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができると規定している。
 - (3) そして、法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生 労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができ ない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又 は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、

種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、さらに、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条4項は、3項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。

- (4) また、法30条1項は、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとしつつ、ただし書において、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達し難いとき、又は被保護者が希望したときについては、被保護者を救護施設、更生施設又はその他の適当な施設に入所させること等ができると規定している。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・キは、保護開始時において安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合については、必要な額を認定して差し支えないとしている。そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問77・答は、上記「住宅の確保に際し、敷金等を必要する場合」として、「次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。」とし、「1居宅生活ができると認められること。2公営住宅等の敷金を必要としない住居の確保ができないこと。3他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等が賄われない

こと。 4 保護の開始決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれることと。」としている。

また、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断方法として、課長通知第7・問78・答は、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。」としている。

さらに、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日 付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-107・答は、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点について、「面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況」のほか、基本的項目として、「金銭管理」、「健康管理」、「家事、家庭管理」、「安全管理」、「身だしなみ」及び「対人関係」を挙げている。

- (6) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。また、問答集は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言(ガイドライン)であり、上記(5)の内容は法令の解釈として合理的なものと認められる。
- 2 以下、本件について検討する。

- (1) 本件については、以下の各事実が認められる。
 - ア 請求人は、処分庁に対して、無料低額宿泊所である本件宿 泊所からアパートへの転居に要する費用(敷金等)の支給を 求めていたこと。
 - イ 処分庁は、請求人の転居について、事務所内でケース診断会議を開催し、総合的に判断した結果、請求人については、局長通知の「居宅生活ができると認められる者」とは認められないと判断したことから、本件申請のうち敷金等(転居費用)に係る部分について却下することを決定し(本件処分)、請求人に対し、本件処分通知書により通知したこと。
 - ウ また、処分庁は、上記イのケース診断会議において、請求人が、かつて、2つの区における生活保護受給中に支払われたアパートへの転宅費用について、いずれも不動産屋に支払わずに失踪したことを確認したこと。また、そのほかの区において、アパートへの転宅直後(半月後)にアパートを退去して宿泊所に入所したものの、転宅費用(敷金等)の戻りについて収入申告をしないうちに失踪したことも確認したこと。そして、保護開始後の担当者への対応の状況等を併せて検討した上で、処分庁は、請求人が局長通知による「居宅生活ができると認められる者」には当たらないと判断したと認められること。
- (2) 以上のことからすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。
- 3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張しているが、本件処分は、上記2のとおり、処分庁が、ケース診断会議を開催した上で、請求人の他の区における保護受給時の問題及び担当者への対応等に基づき、請求人については、局長通知による「居宅生活ができると認められる者」には当たらないと判断したことによるものであるから、請求人の主張をもって、本件

処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)